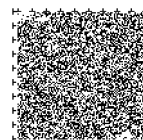
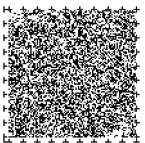


資料編





1 大田区発達障がい児・者支援計画との対応関係

区では、平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間とした「大田区発達障がい児・者支援計画」を策定し、発達障がい施策を推進してきました。

計画期間の満了にあわせて3つの法定計画と統合し、本計画において一体的に策定しています。

本計画の策定にあたっては、前期の大田区発達障がい児・者支援計画の理念や目標を踏襲し、障がい種別を超えた総合的な施策推進に向けて検討を行いました。

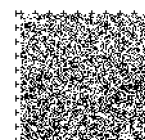
以下、前期の大田区発達障がい児・者支援計画の事業と、本計画で定める個別施策がどのように対応しているかを示しています。

〔目標1〕 早期発見・早期支援の推進

事業名（平成26～29年度計画）	個別施策（本計画）
1-1① 乳幼児健診	1-(8) 保健・医療の充実(⇒58ページ)
1-1② 乳幼児発達健康診査	
1-2① 発達障がい施策ガイドの作成	1-(11) 発達障がい者支援の充実(⇒61ページ)
1-2② 支援プログラムの充実	
1-3① サポートブックかけはし作成講座の開催	
1-3② 就学支援シートの作成・送付・活用	1-(9) 教育の充実(⇒59ページ)

〔目標2〕 ライフステージに応じた切れ目のない支援

事業名（平成26～29年度計画）	個別施策（本計画）
2-1① 放課後の居場所の充実	1-(9) 教育の充実(⇒59ページ)
2-1② 教育相談の充実	
2-1③ スクールカウンセラーの派遣	
2-1④ 不登校対策の充実	
2-1⑤ 通常学級での支援	
2-1⑥ パARENTトレーニングの充実	
2-2① 発達障がい者への専門相談	2-(1) 相談支援の充実(⇒63ページ)
2-2② 多様な障がいに応じた就労支援事業の推進	1-(5) 就労支援の充実(⇒54ページ)
2-2③ 日中活動の場の整備	1-(1) 日中活動の場の整備(⇒49ページ)
2-2④ 精神保健福祉相談	1-(8) 保健・医療の充実(⇒58ページ)
2-2⑤ 発達障がいにおけるピアカウンセリング	2-(1) 相談支援の充実(⇒63ページ)

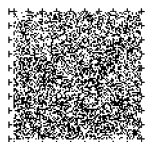


〔目標3〕 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進

事業名（平成 26～29 年度計画）	個別施策（本計画）
3-1① 発達障がい施策検討会の開催	※ 庁内検討委員会で実施
3-1② 保育園等援助訪問の充実	1-(11) 発達障がい者支援の充実 (⇒61 ページ)
3-1③ コーディネーターの巡回相談の実施	1-(9) 教育の充実 (⇒59 ページ)
3-1④ 保幼小地域連携協議会の開催	
3-1⑤ 幼稚園への訪問相談	
3-1⑥ 大田区小児医療検討委員会との連携	1-(11) 発達障がい者支援の充実 (⇒61 ページ)
3-1⑦ 自立支援協議会との連携	2-(2) 地域ネットワークの充実 (⇒64 ページ)
3-1⑧ 事業所への情報提供・開設相談	1-(11) 発達障がい者支援の充実 (⇒61 ページ)
3-1⑨ 発達支援地域ネットワークの構築	
3-2① 支援者向け講演会の開催	
3-2② 特別支援教育に関する研修の開催	1-(9) 教育の充実 (⇒59 ページ)
3-2③ 「指導の手引き」の作成	
3-2④ 発達障がい児支援研修の開催	
3-3① 啓発用パンフレット作成	1-(11) 発達障がい者支援の充実 (⇒61 ページ)
3-3② 区民向け講演会やセミナー等の開催	

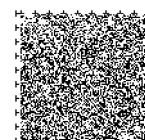
〔目標4〕 施策を推進する基盤整備

事業名（平成 26～29 年度計画）	個別施策（本計画）
4-1① 「（仮称）障がい者総合サポートセンター」の設置・運営	1-(1) 日中活動の場の整備 (⇒49 ページ)
4-1② 発達障がい児の総合相談窓口の設置	1-(11) 発達障がい者支援の充実 (⇒61 ページ)
4-1③ わかばの家の訓練の場の充実	
4-1④ 学齢期支援の中核施設の検討	1-(1) 日中活動の場の整備 (⇒49 ページ)
	1-(11) 発達障がい者支援の充実 (⇒61 ページ)
4-1⑤ 特別支援教室の設置	1-(9) 教育の充実 (⇒59 ページ)
4-1⑥ 中学校情緒障害等通級指導学級の充実	



2 大田区障がい者施策推進会議の検討経過

回	開催日（平成 29 年度）	主な内容
第1回	平成 29 年 5月 30 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ○ おおた障がい施策推進プランの進捗状況について（平成 28 年度実績） ○ 平成 28 年度大田区障がい者実態調査の結果について ○ 次期おおた障がい施策推進プランの策定について
第2回	平成 29 年 8月 1 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期おおた障がい施策推進プランの骨子について
第3回	平成 29 年 9月 7 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期おおた障がい施策推進プランの骨子について
第4回	平成 29 年 11 月 14 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期おおた障がい施策推進プラン（素案）について ○ パブリックコメント及び区民説明会の実施について
第5回	平成 30 年 2月 13 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期おおた障がい施策推進プラン（案）について ○ パブリックコメント及び区民説明会の実施結果について



3 大田区障がい者施策推進会議設置要綱

平成 28 年 1 月 21 日 27 福障発第 14440 号区長決定
改正 平成 29 年 3 月 22 日 28 福障発第 15451 号福祉部長決定
改正 平成 29 年 4 月 7 日 29 福障発第 10052 号福祉部長決定

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に基づく「大田区障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に基づく「大田区障害福祉計画」及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 に基づく「大田区障害児福祉計画」並びに「おおた未来プラン 10 年(後期)」の発達支援に関する施策を具体的に実施する個別計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」(以下これらを「計画」という。)を一体的に策定するための検討を行うとともに、計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田区障がい者施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の検証及び評価に関すること。
- (4) その他障害福祉施策に関すること。

(構成)

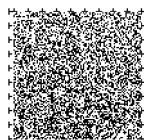
第 3 条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 福祉
- (3) 保健医療
- (4) 教育
- (5) 地域
- (6) 雇用
- (7) 区民

2 前項第 7 号の規定による委員のうち 2 人は、原則として公募委員とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末まで(以下「任期期間」という。)とする。ただし、自己の任期期間の満了前に任期期間が満了する委員がいる場合は、任期期間は、委嘱の日からその満了の日までとする。



2 委員が任期中に辞任したときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の任期とする。

3 前2項の場合において、委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議及び議事録は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、推進会議に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(報償費)

第8条 推進会議に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

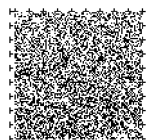
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月22日28福障発第15451号福祉部長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年4月7日29福障発第10052号福祉部長決定)

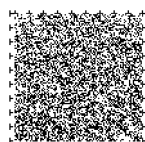
この要綱は、決定の日から施行する。



4 大田区障がい者施策推進会議委員名簿

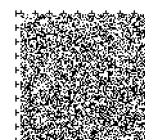
選出区分	所属等	氏名	備考
学識経験	東洋英和女学院大学	石渡 和実	会長
	日比谷見附法律事務所	曾我 裕介	
福祉	大田区手をつなぐ育成会	佐々木 桃子	
	大田区肢体不自由児（者）父母の会	荒木 千恵美	
	大田区重症心身障害児（者）を守る会	宮田 千寿子	
	特定非営利活動法人 大身連	道音 征夫	
	大田区精神障害者家族連絡会	川崎 洋子	
	社会福祉法人 大田幸陽会	島田 通利	
	大田区立障がい者総合サポートセンター	菅沼 良勝	
	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	森部 一夫	
	大田区自立支援協議会	白井 絵里子	
保健医療	一般社団法人 大森医師会	与儀 実之	副会長
	公益社団法人 東京都大田区蒲田歯科医師会	橋本 和則	～H29.7.31
		林田 賢一	H29.8.1～
教育	東京都立城南特別支援学校	和田 喜久男	
	東京都立田園調布特別支援学校PTA	谷村 淳子	
地域	大田区民生委員児童委員協議会	門倉 友子	
	大田区自治会連合会	渡部 作次	
雇用	東京労働局 大森公共職業安定所	西澤 康子	
区民	公募区民	砂岡 茂明	
	公募区民	高橋 克己	

(敬称略、順不同)



5 庁内検討委員会委員名簿

役職	氏名
福祉部長	中原 賢一
福祉部福祉支援担当部長	西山 正人
障がい者総合サポートセンター所長	青木 毅
福祉部福祉管理課長	張間 秀成
福祉部福祉支援調整担当課長	田村 彰一郎
福祉部障害福祉課長	酒井 敏彦
福祉部障害福祉サービス推進担当課長	澤 健司
福祉部調布地域福祉課長	松下 賢治
福祉部大森生活福祉課長	高橋 義博
志茂田福祉センター所長	中平 美雪
上池台障害者福祉会館長	高野 耕治
障がい者総合サポートセンター次長	関 香穂利
総務部防災危機管理課長	落合 邦男
健康政策部健康づくり課長	佐々木 信久
こども家庭部子育て支援課長	浜口 和彦
まちづくり推進部都市計画課長	保下 誠
都市基盤整備部都市基盤管理課長	明立 周二
教育委員会事務局教育総務部学務課長	杉山 良樹
教育委員会事務局教育総務部指導課長	増田 亮
大田区立大森第三中学校 校長	笛木 啓介



6 計画策定に係る根拠法令等

本計画策定の根拠となる法令等について、関係部分を抜粋しています。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）

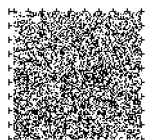
第11条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項



(3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

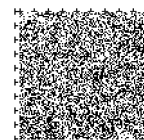
(4) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、平成 32 年度を目標年度とする障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することが適当である。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（別表第一の上欄に掲げる事項ごとの、成果目標を達成するために必要な量等をいう。以下同じ。）を計画に見込むことが適当である。なお、市町村及び都道府県においては、成果目標及び活動指標に加えて、独自に目標及び指標を設定することができるものとする。

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 32 年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の



設定に当たっては、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9 パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 パーセント以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

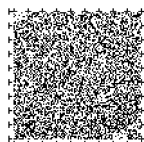
なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（18 歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

また、障害者支援施設においては、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域生活への移行に取り組むことと併せて、できる限り入所者等の生活の質の向上を図る観点から、一層の小規模化等を進めること、障害者の高齢化・重度化に対応した専門的なケアを行うこと及び地域との交流を確保するとともに地域の障害者等に対する支援を行う等地域に開かれていることが望ましい。

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数、65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点の退院率、入院後 6 か月時点の退院率、入院後 1 年時点の退院率）に関する目標値を次に掲げるとおり設定することとする。

なお、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、特に医療計画（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）との関係に留意すること。



1 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるよう、都道府県ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが望ましい。

2 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

3 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1 年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、別表第四の一の項に掲げる式により算定した平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

また、これと併せ、医療計画における基準病床数の見直しを進める。

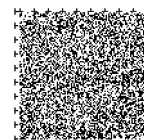
4 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点）

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後 3 か月時点の退院率、入院後 6 か月時点の退院率及び入院後 1 年時点の退院率に関する平成 32 年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後 3 か月時点の退院率については 69 パーセント以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 84 パーセント以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 90 パーセント以上とすることを基本とする。

三 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。



四 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

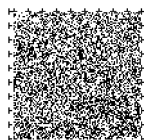
また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。なお、これらの目標設定に必要な利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をしたものに限られることに留意して行うこととする。さらに、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

これらの目標値を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。なお、将来的には、圏域ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の一の表各項に掲げる事項を平成32年度の活動指標として設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。



さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。

加えて、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、取組を進めることが望ましい。

五 障害児支援の提供体制の整備等

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

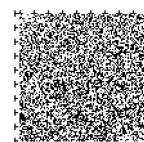
また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。



7 用語の説明

本計画に出てくる用語の説明をしています（五十音順に記載）。各用語見出しの右側に記載したページ数は、当該用語の初出ページを示しています。

あ行

医療的ケア（43 ページ）

医師の指導のもとに、家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

か行

基幹相談支援センター（63 ページ）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的としている施設。

共生型サービス（3 ページ）

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど、介護サービスと障害福祉サービス相互に相当するサービスを同じ事業所で一体的に提供する仕組み。

ケアマネジメント（47 ページ）

一人ひとりの様々なニーズと、地域の社会資源によって提供される複数のサービスを適切に結びつけて調整し、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する援助方法。

公共職業安定所（9 ページ）

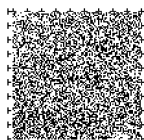
国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。愛称は「ハローワーク」。

高次脳機能障がい（45 ページ）

病気やけがなどによる脳の損傷によって、話すこと、考えること、覚えることなどが難しくなり、生活に支障をきたす状態。

個別支援プラン（68 ページ）

避難行動要支援者一人ひとりに対する具体的な支援方法を定める計画。



さ行

児童発達支援センター（92 ページ）

児童福祉法に基づき、障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

社会貢献型後見人（市民後見人）（74 ページ）

弁護士等の資格は持たないが、社会貢献的、ボランティアな精神に基づき、後見人等の職務を全うするために必要な知識や技量、姿勢（倫理観）を身につけた上で、家庭裁判所から選任され、被後見人等の身近にあってきめ細やかな後見活動を行う第三者後見人。

社会的障壁（66 ページ）

日常生活や社会生活を営む上で支障となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

社会福祉協議会（9 ページ）

各自治体において、住民や事業者が主体となって地域福祉を推進することを目的とする社会福祉法人。社会福祉法により行うべき事業が規定されている。

障害者支援施設（23 ページ）

施設入所支援のサービスに加え、日中の生活介護や就労移行支援などの障害福祉サービスを提供する施設。

自立支援協議会（47 ページ）

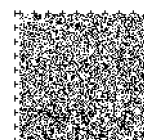
障害者総合支援法に基づき、地域の障がい者福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として区が設置する協議会。

スパイラルアップ（104 ページ）

PDCA サイクルにおいて、最後の「改善(Act)」での改善内容を次の「計画(Plan)」に反映させることで、継続的に業務を向上させていくこと。

成年後見制度（7 ページ）

認知症、知的障がい、精神障がい等で、判断能力が不十分な方の財産管理、介護サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度。



た行

地域活動支援センター（94 ページ）

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、自立した生活を支援する施設。

地域共生社会（3 ページ）

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括ケアシステム（82 ページ）

高齢者等の地域生活を支える医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスが一体的に提供される体制。

特別支援学級（21 ページ）

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校（9 ページ）

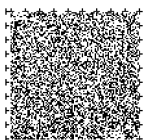
障がいのある児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる生活や学習上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

特別支援教育（47 ページ）

障がいのある児童・生徒などに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教室（サポートルーム）（21 ページ）

通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒で、通常の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、それぞれの課題に応じて生活面や学習面での困難さを克服・改善するための指導を行う教室のこと。全ての区立小学校に設置されている。



な行

難病（18 ページ）

原因不明で治療方法が未確立であり、かつ長期にわたり療養を必要とする疾病。

は行

パブリックコメント（10 ページ）

区の施策、方針、計画、条例等を策定するときに、事前に案の段階で公表し、区民等から意見を求め、寄せられた意見を参考に決定するとともに、区民等から寄せられた意見と区の間考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー（37 ページ）

障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で支障となる物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を取り除くこと。

ピアカウンセリング（63 ページ）

ピアは仲間という意味で、同じような環境、境遇、悩みを持つグループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング手法の一つ。

PDCAサイクル（104 ページ）

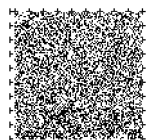
様々な分野で品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」を順に実施していくもの。

福祉サービス第三者評価（47 ページ）

利用者が主体的にサービス事業者を選択できるよう、また事業者がサービスの質の向上に向けて取り組めるよう支援するための評価制度。事業者自らが第三者である評価機関と契約し評価を受ける。評価機関は、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価する。結果は利用者に公表されるとともに、事業者にも還元され、サービス向上に役立てられる。

法定雇用率（54 ページ）

障害者雇用促進法で事業主に対して定められた、障がい者の雇用割合のこと。平成 30 年 4 月 1 日から、精神障がい者が対象に加わり、法定雇用率は、民間企業が 2.2%、国、地方公共団体等が 2.5%、都道府県等の教育委員会が 2.4%にそれぞれ引き上げられる。



ま行

民生委員児童委員（9ページ）

社会奉仕の精神をもって地域社会の生活困窮者、障がい者、高齢者、ひとり親家庭などで問題を抱えている人に対して、相談援助にあたっている人。都知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。

モニタリング（53ページ）

日常的、継続的に行なわれる検査、監督のこと。

や行

ユニバーサルデザイン（5ページ）

年齢、性別、国籍、能力、障がい等に関わらず、すべての人にとって快適に利用しやすいように設計されたもの。

ユニバーサルデザインのまちづくりパートナー（UDパートナー）（75ページ）

ユニバーサルデザインのまちづくりに関心のある区民により構成し、定期的に区民の視点で区の施設、公園、道路、サービス等について点検する制度。

要支援児（60ページ）

心身に障がい等を有し、保育を行う上で特別な支援を必要とする児童。

ら行

ライフステージ（4ページ）

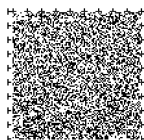
人間の一生を、乳児期、幼児期、学齢期、青年期、成人期、高齢期等の身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階のこと。

療育（20ページ）

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

レスパイト（58ページ）

英語で一時休止や休息を意味する言葉で、介護をしている家族等が一時的に休息をとり、リフレッシュを図ってもらうサービスのこと。



おおた障がい施策推進プラン

大田区障害者計画
第5期大田区障害福祉計画
第1期大田区障害児福祉計画
大田区発達障がい児・者支援計画

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度

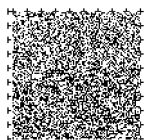
発行年月：平成30年3月

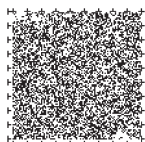
発行：大田区福祉部障害福祉課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03(5744)1700

FAX 03(5744)1555





大田区